勢城日記稿一

文政四辛巳年従七月
十四日至九月十七日

特別
ル3
3981
1

ル3 特
398
1

球粉日記

旅日記といふ事の大体のさて老れ
君祐は八庵は記なとは別ものの
さゝ母不男文字もて就て志るしもの
なりし我皇日記平仲日記なとよりや
女文字もては清れたれし所ら拝
なほ可はしく今は此の中につゝけり
て人乃今の志望たるを紀の所それ 出

勝伝氏所蔵書

百[illegible]今年之[illegible]

勢城日記一

文政四年巳年従六月廿日至七月廿九日

勝間田茂野

文政の四とせになれる年みな月の廿日あまり經ぬるのひるふ
もあつきたへかたきし百合のあまり君の御ゆるしを經
こん文月のはしめよりはの程にい勢の國への旅のよそひを
おのれもわれもとかたらひていひおこせたるふなくるまの
ふ海をわたりて
かはらまうかの川をわたらんとおもふにゆくさく
らすのゆくころおほれいとおかしきころなれはそこかしこ
橋あるなりまた先年文政七年十月さきの秋葉の神
よ清見か沖をわたしき七年三月伊勢の國より大和路の
國和泉維波四國をめくりて都へのほりのたよりを
日枝の山越こそ仮中なり

爲て宮の御前にいたりぬ あくるとし十年正月ハ下総の国
本国ゟ経香取の宮 鹿沼の流をめぐらひて常陸の国鹿
嶋の神にぬさ奉経享和二年七月ハ上総の国の山ゝ浦ゝ
をさすらへし あるハ相模国あふりやまにのぼり[illegible]
安房の本国清澄寺なるあまた小室井の花さかりには
[illegible]ひもりぬ あまたのちしまへとち[illegible]のところ[illegible]ひし
あまたて箱根にやどりとめてゟ経世渡の[illegible]にかゝれた
らひてまこと出さることはかなはねど駿河の不二詣
伊豆の本あまたなかにはりつゞひたり文化十三年の春
[illegible]子茂樹[illegible]のひの[illegible]本国里をた經の
いた[illegible]にたのめて あがりよ十四年の十月白[illegible]にまうりて

文政元年のやよひばかり本意ありて陸奥の御国ゟ南部の
寛政七年ゟ経ことしまでをかぞふれハ廿七年の間を
おくり経て又伊勢山陰のくぬちをめぐらんハいと心ぼそく
[illegible]
廿三日 [illegible]とてまをかつら経あまたりてあて[illegible]
ま[illegible]をくらべて
夏ちかき君のめぐみにけふれりさしにの清水
むすびあはせては
廿四日雨ふりほありしの名所なく晴ふり南の風あらく
西紀出たれハさすらへをあはせて人ゝ国君よ心を
や[illegible]

うち負しへおそきやくらうえぬるめゐとのほひよ
とるさ海をうんて
廿五日午の時まで雨ありしのやはれゆくを
しくしいとおりふまもなくはれゆくはそうもあめや
ゆくさなかあらん
廿六日ゆふは曇ゆれといふあつし若狐なるかよりみゆく
おとはれなくのりゆれは
古々のさとら程もさえて夏名こゝかりしくも
おりふしのうなり
廿七日はとめてよりいとあつし此の載(栽)ふ合欲の苗を植
ゆふ海を

こゝ生のねふをみおりに移し植て程さく夏を
まつそ久しお
廿八日雲ゝ猫の祝をゆぬるもあはれなれは
ねこの子の祝をゆぬる夏のきけいあはれ此とも
かさらさ程ゆり
廿九日ゆふは人こゝろへはるとゆて
いへそおはる罪もあらねはゆりまつて麻の葉さも
わとめさりゆり
七月朔日あのれおりへらく于蘭盆(盆)会の頃は競にあり
で所魂まつりのゝ向さへらはゆらんなるんはなめけなれ
まてゆふゆりまつて下谷(の七曲なる丁なる)おなる観音院に詣父母の所奥に

あつまの御かたにいまた侍る比浅照院よりれいなふのあ
侍る時にもつかうまつりおほえて
六月ふつかの日のかけはかなくねをなふよりあまと
人なとはいく
二日麻布といふ所に至りぬるにあつまの国ふち萩の
花さかりなる源氏山振のおもれて白ふかきこの
素源あまさかりとつきのふかきえ花とあかねもこそのふの
萩はちるふやまのあかりにの素れ
三日鎌田の小山といふところに宮のちらくを
老さかりとくいかなるひとそうつくしさの萩をゆめは
素源し　あすりほも

四日此月かちかたに伊勢の国へかへるまさきよりくられた
いかゝいつの花丹の都鄙とあかむのへいくよもそこふ
やとはかるまし　又深の…たる経伊勢の国へ切んとし
あふみをやく渡へ名つけをおもひやりてさらのたま
も丹にのみ
衆をもとは宮て海をなつく足柄の宮路はもさらも
女なうこさなかうろえ
には源え者の海あしたにすみゐる
うけやる志のいさ文りつゝ心清浄しるゝそ
芝やひたるつまのいあさひ神風のいせの浜荻
おとにきくのみ

清水大人 [illegible]
[illegible]
清水云
長[illegible]
[illegible]

五日あのこの小童丼日祝に清水大人に[illegible]をくらへて詠し
なふをいへて
えせ文に君のみあてをくらへてはてらにより御
歸ともいへむおほしの所をよりてまのを雜むけに
いかにおほしらちぬるに社聖や海のそしおもやうく
をこのしくなりにくるにいこうに心也く所を稱なんかし
あのれも去年の此の神路山にをへましこうはよろ川
ありひ出をつるにもこうやましく社
いさといそこさらはといひて千郎も又さそいれなまく
ほしお旅このなし
秋の聖は七ちそとおりふ旅なれいかにを結ふの

花もさくらん
六日七年をふといふものをくなれハ七夕の手向に
とてちるる
久かるの天の御川やそらけくたゆらけく社
見まりおまさめ
いをるつお天の川の踏しよりしろや海にハ
ゆふのこよひこの
七日こよひの雨降 深笑して
ら海も祝のこるあつきにうれしきは旅にこのふ
曉のあめ
八日ゆふも村雨降るにゆれハ

價なき玉の光りも何かせんこゝろの光さやかなるの
うれしさはありつゝ山本正臣のもとより
めづらしく便よりて御わたりの秋をしのびて
君か經よせ給ひし圖書郡中臣矢澤吉從ぬし
ほと空にありていひおこせたる
玄の柴の光りもいとゞさやかにし清きなかれの
月にたかへは清泉大人のもとより鹿苑院相國
の花に清書方にさせ給ひたるにかゝれたる
たる短冊をおのれにとて給ひしを清くめでたき短冊に書付たまひしに
光ちゝかたるにみなありひしよ身はそいぬ
そのいらへなれとも

九日申の時あめふり出たり石薬師といふ
所の何某のやどりにて蒲焼といふものをくひて
うつのとゞ紀きよりのとはありしに今ふのむれは
そなたへめづらし尾張包廣このもとより
ほとゝぎすをたつねきこのつ經よせあなたの風
十日きのふの雨のなごりのやみしかは
おのづから見ゆるもたの經より晴日の雨残
いのちはしてて石永貞大人のいかとよりこまかに
たむけに
神風伊勢吾宗廟　生日本人誰不尊
君有好因今得拜　旅中来往克加飡

十一日くふもいと浅し猪に出たつつまに出のをくなりけれ
なりにくれといと浅のひまあるさりなれは
草よくて猪のよそひのいとなくて行りまのこ
出ぬおくるのなる
十二日かたしのまあ程なるまなことふひてうお
ことくもかゝるひなれは
一つをあらふこ重のよらひはあのほかんの雪の
なりせはなりけり
十三日朝くもる前栽の朝良の出もとれるを
東にいまほとけの庵なくてるりの色にも
さくるあさかほ稲垣重孝よりおくりける唐韻は

隨縁遊子促行裝預計歸期別恨長
袖浦樓頭分手處秋風更使客心傷
上賢道謙のいひおこせしは
知君詞藻本翩々過處名山履幾穿
熊嶽峯前雙鑑浦觀濤好及仲秋天
上野居貞のもとよりおくりけるは
離宴聊張品海邊波濤渺々浸秋天
入看帆影去程遠分手來時淚潛然
十四日午の時計かとてせんとすこしまりて
旅とりも出たつあしをもしまりて居のちさとも
もやゆなさん百合舎の君もなりにいはれけ

ともれハ是いやうかりなりし鮫洲といふ海方ちかき武
蔵国のりに出る鷹ア藤尾滝邑廣ありかくうて
こゝまでおくりにきとてつどへるに酒さゝのたまう
してあらしゆうけん登かるるにはうちりくれて
さるはとてへに口の歌とふ松原とふ家
より西の国ふある岩村といふ所あり小田原様の
られハ古へんなるとも武蔵野露書よ万葉集の
歌を出まてあるの崎の笠浦といひしハあゝ岩村
の本邑山となるやといひ社ハ滝村のあたりを笠浦の
古よ頌ふたりなともいふそうれもちのよりのとある
鳥り封とふハ雲といふりのまゝいハ海のあちぞなる

三代実録 九 六年八月 戊辰 詔以 武蔵国 従五位下蒲田神 預列 官社

鹿野山 海や岩さらにかたに見ゆ
二岩岩をいつちいてしゆう汐にんのありのまよ
こうきや海のまよ
大蔵をへて蒲田村に出る此西ニ町斗に神名社あ
中れたる荏原郡稗田神社おハしまつ稗田の稗と
いふより ハ部
蒜 良
和名抄 荏原郡 蒲田郷 の名のかくそてか
ちやにあやかりしといふ稗田の郷を原ちなる
あかうかさて

らるゝ社ハ異いかなりなし 鈴洲といふ海方なる武
蔵屋のりいゐる黛の蔭尾張邑廣あるしかるまて
とゝまておくりにまとてつとへるへるに酒さかなそう
してあるしまゝ計は置めるゐるに時うけりられる
さらはとてへるに口の流治の家といふ松原をゆく家
より西の岡ふあるゐ名村といふ人あり小条分根拙あえ
これハ古おんなるへし 武蔵演露と書き万葉集の
歌をしまてあるゝ此の崎の笠鶴とらみしハあるゐ名村
の木原山なるへしといひ治の社ハ幡村のあるりを笠鶴の
古おん詞ふなりなといふそよりかもなるおもてのことなる
なる事 刻ふハ雲といふりのなるれハ海のあなるなる

鹿野山（カノサン）浜（ノコキリ）や海さきにかにんゐ
二ツ岩をいるゝちいてしめうけしにんのありのつまゝ
こうつきや海のなる
大家をこゝて蒲田村にゐる此西三町斗に神名抄に志ら
まれぬる荏原郡 稗田神社おいしまゐ稗田の稗と
いふ文字ハ蒲（カヽ）の字（古）をゆるつし 誤りて蒲田のゆるまゝ
蒲田の神社なるんと和大人清水君ハいそれき家より
艮の海方にあるゐ麹屋（カウチヤ）村といふあり武蔵演露に
和名抄をひまて荏原郡 覚志（カミシ）のゆのかしをそかう
ちやにあやまりしといふ稗田の神をらかなるゝ
おろこうこて

三代実録 九 貞観 六年 月 十四日戊辰 詔以ニ[illegible]
[illegible]
武蔵国従 五位下蒲田 神一並ニ列ニ 官社

三代実録 以ニ武蔵 或ハ古き の誤ニて

三代実録九貞観六年八月十七日戊辰詔ゝ飛帯国[illegible]
以テ二武蔵国従五位下蒲田神一並ニ列官社ニ至リ
或ハ古き実録ニ云ハ尺ニなれハ武の稗ハ蒲ニ字
の誤ニて もとも 蒲田神社なりしんとおもふ

いましへふ種まき紀おきし あのたゐの葬田神に
ぬさおさてまつる六日のうちより是舟よりり 寛正の頃
こゝに橋ありしことはものにみえたり 郎藤濱家に
酒井贇岐守忠勝朝臣なりて橋を作りなふ其橋の
もさ百九百ありしとそ元祿の頃より舟渡となれりと
然夕汐こゝ生ゝれハ川面清し川崎の驛なる茂村氏
こうりやとるて胃かふとのかたりゝるもやなる頃こゝろ
いたねすまりまゝにこゝろおのなくを此のて
うまや頃のたゆまのそこにこゝふ頃なり出てなく
こゝろおのまの夜
十五日川を紀のうまやを宮の時ゝるある立出てそより

西なる田つゝをりにあふりやま詣の橋人はとへり其
人こゝふものをはんなにかゝねとも頃のかゝたゝにありて
両澤山詣の蔭奥人をその也忌なしハ志ゝねとゝ夜
出る夜をゝやりやかにとひかゝしたりそや清こゝ
からんやうにいひあゝそひ至るハさかなおよつさにおそ
鶴見村なんとゝて生夜とゝふふかゝ夜ハ明なり海ハ
のとかゝて御賀の湊をくゝんけたる神奈川の名なる
本覺寺は鎌倉宮領九代記に小条式理方の兵籍を
ゝるを上杉方より責殺ひしふなり本覺寺の地務堂
を根城にしてとゝんえゝり是を橋現山の城といふ其
西に飯泅橋現おゝしまゝはしゝのいふなるべし

○

こゝより巽十八丁中に大師河原村といふ所そこの平宮寺に弘法大師
をかしつくその大師もとはそと回し橋橋郡六稲毛領下平間
其言宗のなまなしかそのなお宗旨を一向宗にかへて平宮
山祢名なといふ是時大師の西かさハ其等の外面に在しを
志ありける人玉川の汀と音普の堂をつくりてそこにうつしける
の玉川の水あれて堂もそかたと流れて海に入しの年へ
て今の大師河原村のいとりに流れよりけるをそこに堂をつくりて
かしつくよしをいふされもこそ西かたに具見のつきさるハ海に入て
とし月をひさ里しとはまのあたりに見えたりそのよしハ下平宮
村の人へ云きにかとりきゝ

此時ノ征夷大將軍ハ右大臣實朝公ナリ

建暦二年壬申二月大戊寅ノ朔廿八日乙巳相模國相模川橋數箇間朽損可被加修理之由義村申之如相州廣元朝臣善信有群議去建久九年重成法師新造之遂供養之日爲結縁故將軍家渡御及還路有御落馬不經幾程薨給畢重成法師又逢殃旁非吉夏今更強雖不有再興何事之有哉之趣一同之旨申御前之處仰云々故將軍薨御者執武家權柄二十年令極官位給後御事也重成法師者依己之不義蒙天絶歟全非橋建立之過此上一切不可稱不吉有彼橋爲

二所御參詣要路無民庶往反之煩其利非不顛倒以前早可加修復之旨被仰出云々又小条九代記に文治九年青稲毛三節重家七寿の追後の爲お模川橋供養いとなむ右大將頼朝公浩瀚のあり けむかひ帰りの後にして八的原にかりて義經行家の熊昊をえたまふ稲村の濱にして安徳天皇の亡靈現形したまふ是をみたまつりて堂ちまちに身心脅倒し馬より落たまふ畧 此やまひにかりさまくの所祈禱てたてをつくしたまふ更にしるしなく畧 正治元年正月十三日頃に逝去したまふとし五十三歳と五小条九代記に上に引る東鑑をかとしてそれにあやしのことも

りをとり来て作しものゝ穀ひなし　そはなかまそといふ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
大江伝説藻倉見聞志などいふ書にも橋供養より
二十の時よりあつかしをし流しより
志りはあれと小東九代記のつるまいに
ありをとゝりしかはこれは大江伝説藻く
ら見聞志のあらしまいつたりを
ひいてしことゝる為し　正治元

年正月十三日右大将殿[illegible]ハ東濫六十
正治元年三月二日故将軍四十九日御佛事也道師大學
法眼行慈云云その法のつとさをせさせ[illegible]
返して正月十三日又身の一の理なひしとはいふなるべし
[illegible]
[illegible]
[illegible]
建久三年壬子八月九日の[illegible]高麗寺大破とゝんえたり此寺
の[illegible]の[illegible]の村に山下[illegible]寺とゝふ
寺あり庵の大岩に宮の敷七ツありて[illegible]
後しるさの斗もあらんあのつゝなるものゝ[illegible]
やしくいんなるさる大破の岩小泉[illegible]岩る百合舎

の君蒙るまして職官にすゝまはやとおもへるにあのれもとも
ゆく是なんやうて小ゆる紀の職なるへよ海のそし
よの西白さに
大僧ありしたゝふむうへるゝ事のいそのしらなゝ
よそこゝつ程こんゝ夕月治のうへよ出さるを
白なるのハ至をりのうへよ照月ハくれ計てもまゝ
海かなりけり此職と誠の國吉備といふ所に草々
といふものありて其の粗をしてみゆるをかゝにいとゝし
といふをとゝ望されと其ゆるをそれともいん志ゝねハ
案内者よとふに是なりといふをいふれハ箕の紫ゝり
似てる蒙のこしかよものなり非無月斗に招こまして

日蔭すほしてゝものほとなりんくるゝまて職にあそひて
うへる
十六日宮の時斗大職を出るに相夏の一人しおまて
あつし小職の切迫をうて國府本郡村の宮中を出るに餘
綾郡に付されと和名抄に國府中ハ大住郡にありといふ西
和ハ昔ハ和名抄の誤なるへし按大住郡なりしに其考ハ異なるに
未ゝせり此あたりをりふ月をいと清し
いましへの國府のあるゝをとゝそとは昔なるゝの
月やしつゝん國府本郡をゝられハ國府和名村の右り
おくまりける宮あり月影すはさまゝなるへんえ東海一
治承四年十月十六日上略至于相模國國府六所宮とんえ

新ん家といふ者ありて後にも小田原村の瀬沼氏
戸いふ家 釜
天文廿年の
笠鋪左代
十月廿一里
里見忠
小田原に
道灌歌集 又小田原
箱根のやまの
しるさと記
印海 法

太田道灌
おりおりのおりにある記のちれが余所を
あつとあしむさん
返し
長興法師
箱根のはこりをたのむかな むさん心のよすみ
主家まあふなへきこのつれなれは太田殿の帰
あるかし路家をそこと見る人も稲と小田原の名をし
まんこによるも今字といふ板橋村より山路ヲ又て
海方をこつ経されは早川村といふ処をこえは東海ニ治
承五年閏二月七日癸丑武衛御誕生之砌被召御
乳付之青女 号摩々 従国相模国早川庄ニ依召于御懐懐ニ

道灌歌集

太田道灌

長巽法師

道灌

早川村

乳母の青女（今日尼）

任國相摸國早川荘に於て狩誕生之初度名諦

長巽法師

太田道灌

早川村

乳母の青女（今日尼）

任國相摸國早川荘に於て狩誕生之初度名諦

故ニ彼屋敷田畠ニ而

又日書 七 文

則呂御前

下ニ向相模国早川庄ニ而為庄内田地七町作人ニ令ニ世渡之

由言上ス仍永可領掌彼地之旨被仰下ニ 日書

十三 建久三年六月 右曽ハ鹿の乳母鎌倉へ出る条り

年わすか十二とかんえられは又治三年まは八十七になるなり

上に付ける事隠ふ 右曽ハ鹿とハ右馬頭義朝殿の

のかる(たとりえ) 風祭村入生田村湯本治雲川わたる村と

たとるて 畑宕等在かりいろふりちひをあつめのそて

ようせ の閑いとらし 箱根路の 出そり

らほことなくつ

らねといさく

先ちりめて出

十年春正月

礫如霰者求

讀經以攘

開箱荷路途以富士焼碎石塞道也同廿二年

五月丁巳廢相模国箱荷路復足柄舊路ニ志の命より

始て出るまて 箱根路をあつめ 右徳国足柄上郡宮寺の

の 家上寺とのふ山寺あり 宮寺之

西へうつて他石衆の宮のあるり八出そ其西なる焼子山を

宮寺は 小田原より 三り北 文政五年秋

故彼屋敷田畠
又同書七文
則召御前
下向お種國早川庄而爲庄内田地七町作人令世渡之
由言上仍永可領掌彼地之旨被仰下云同書
十二 建久三年六月 右典厩の乳母謙倉へ出る条より
年九十二とゆんえんたれは久治三年まは八十七まあるなり
ゆへに月ゆる東鑑ふ 右典厩といふは右馬頭義朝朝臣
の[illegible]を[illegible]風祭村入生田村 湯本 須雲川[illegible]
をしてて畑岩等望かりいとふ[illegible]
[illegible]味いとなし 笠根路のすゝめて出ゆ

[illegible]
[illegible]
先[illegible]
十一年春正月
礫如霰者求
讀經以攘災
開筥荷路余
五月丁巳廢相
始て[illegible]
[illegible]
西へこゝて仙石
[illegible]

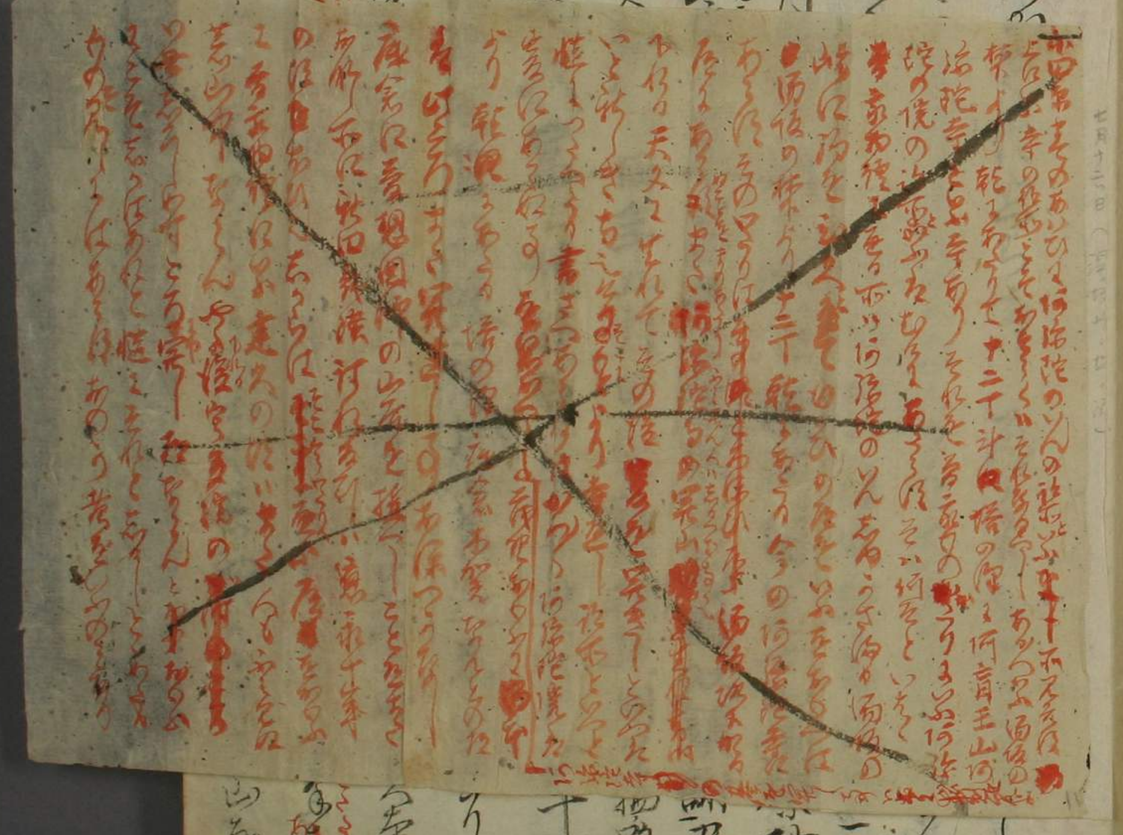

白畠不可有相違之由被仰合惣領地頭ニ云々
治三年六月廿三日故左典厩御乳母參上
談往事ヲ令落涙ヲ是平治牢籠之後自京都
下向當國早川庄而爲庄内田地七町作人ト令渡世之
由言上ス仍永可令領掌彼地之旨被仰下ト云々書
建久三年六月左典厩の乳母鎌倉へ出る條あり
年九十二とかんかへれは治三年まは八十七にあまれり
よと月る東鑑に左典厩とかいハ右馬頭義朝朝臣
の事也 風祭村入生田村湯本須雲川村
あるて畑宿
といふ

らねといさ
出てゝめて出
十一年春正月
礫如霰散者求
讀經以攘從
開筥荷路余
五月丁巳發箱
始てかゝり
の
西へうつて化石原のあたりへ出て其西なる姥子山を

家上寺は
當原ヨリ三リ北
文政五年秋
姥子山

故に彼屋敷田畑ニ而
又旧書七文
則名御前
下ニ向お預置早川庄ニ而
由言上ニ仍水ニ司
十二建久三年六
年九十二とかや
のこるをもつて風
をそこて相
そそそそ之

ら程そそそつまるに
らねといそそこの
先そそあて
十二年春正月戊午朝
礫如霰者求之ト筮ニ
讀経ニ攘災ヲ
開皆荷路途ニ
五月丁巳癈相模国
始て
のあるやうの
而こそて

寛上寺は北原ヨリ三川北
文政二年秋
焼二つやそ
ふそたきそ
たこ旅ふそ

ら
占曰干ニ疫宜シク
両國加鎮謝及ヒ
回年五月甲辰癈ニ相模国ヲ
富士焼砕石塞ニ道ヲ也同廿二年
復足柄舊路ニ
寛上寺ハ山号ヲ
而こそて

笠嶺にあ理ある果田原へりとて湯坂路を分ましの源
生斗まるやま風室まにあせあんいこの
て鉄呆ゑるるあり 久永すは河佛尼
早川の谷よ長へるることゞ千六百日程に
より笠根橋現なその中道の居る是
小田原の西板橋村 此風祭村とのあいひ
十二町斗は多く其に異し 路まて昔い
の川よそひて小田原の海方に出しとそ
峠ゑとらふ和さかしゝれい二荒の大
志めさせるより後に湯の三枚橋より
を東南の谷のかゝるによせて出るまゐひて旅行人の居れ

いまゝつゝしまをいくめくませるふいうしよ見さるより
こゝし 笠根橋より西三鳩の宿なその路のりまいさるよ
しねと十六枚日程に三鳩明神にぬるつまてあはつとせて
笠嶺路にかゝるなし 又西又通の祝 吾妻居祝も 祝り祝りその路をこへる
やうにつんえたり 大かゝる治承よりあるゝる其よりの
路にまさうふるすあるへ其を其の其にして
あけつゝんとするいあほ高ちまいまさにまて又いふ中道
まゆゝきし 笠嶺路ハ治承の頃より昔ちまへての人ハ是ハねと
今人ゑんとの木樵れたるよ出るきし 岡居ありしを旅行人の
居をいそくにすて 豆稲持ゑへ行して この笠根を
ちるべし 大や計の居るはあるて私の居なるを居のをれハ

千早ふる神 世にこゑしふんと山ぶきおむかしを
あふぎおもふそつん流 此あるりはあのれをやくすさし
はなれはえしくつんなれてめつらしかす小田原よりこゝ
まてすぐにこ笠松の山をすこにもいふつゝあことおほかれと
[illegible]
しられはいたゞ笠嶺橦現よぬのつぶあるこゝ治承
の頃 實上人といふ大徳おはしけり 源倉武衛石橋山の
戦ひ負なひて上人をさのきて宴にこのれなひしるを
又本曾義仲のつかひ大夫房覺明といふ法師住しけるあり
又曾我の十郎祐家 建久元年 五月廿日の狩 不二の祐賢に
手まつりて後に祐家の[illegible]

らたんぬに[illegible]馬をほとこしにまとて宴にむかせし
そのあり又又治五年 鶴の岡の五郎樂にめされる此るの総
角ハ人あり其名ハ 増壽 笠熊 壽王 閑房 楠鶴 陀羅
尼 源勤 伊豆石丸ならなりいつれも東濱にみえたり
宴の神のまへにて謹楼あり 潼の路に笠松橦現の所社
をはしめんていとなりしは孝謙天皇の御宇 天平寶字年
中[illegible]
現も古ゑの御社とはみえ[illegible]
今程古き書にみえ[illegible]
[illegible]
ふ二のやまつゝ[illegible]

十七日晴する

尤モ分明之因テ上ノ諸村ヲ咨詢スルニ
絶テ石祖遺文憑據トスヘキナシ唯田
方郡或月玉造杨原大朝ノ三神社之
ヲ番貴村ニ得タリ伊豆山ヨリ出ル
山伏云者先達ノ山伏云ヘ蘭脱小角ノ蹤ヲ追ヒ
毎歳季冬十五日ヨリ西大ツ迄伊豆洲
濱ノ古祠舊刹ニ納符スルヿ年久ク千
三百餘年ハノ詣スル処所ヲ治メ伊豆
峯祖伝ハ是記ニ所載祠寺ハ伊豆納符ノ四字ヲ所スコレ其古跡タルヲ見ヲハスカ為之
山伏已ニ番貴ニ至リ上ノ三神祠ニ納符
ス納符此村ニ畢ルヲ以テ其ニ始テ常ヲ
石上ニ解キ行装ヲ工ルベ衣ヲ披テ風ヲ捫ス
是ソノ法語テ出ルヨリ四十餘日未ク嘗
テ常ヲ解サルヲ以テ之故ニ其名ヲ號
曰ニ解常名ト云サレハ此迄伊豆ノ境タルヿ
可知京都平家物語ニ云男子ハ後河
國カツラト云所ニ在ケルヲ母方ノ舅
木工頭トモタミト云者捕ヘテ平家ヘ
献スト是カツラハ地名ニメ昴千番貴
之コノ頃ハ後河ニ属セシヿ亦可知今行ノ
本ニハ後河國番貴云者搦メ出メ平家ヘ
献スト番貴ヲ人名トスルハ謬レリ因テ
意ツニカツラハリラ至キ音ニメ鏡作
ノ省語ナランカ
豆後界小河アリ今ハ二州ニ界タルヲ以テ
界河ト名ツク古ヘハ小河ト云シト思ハル
此河西ニ擧ル諸村内的場ヨリ堂ニ
至ルノ七村ヲ泉郡云今ハ玉川ヲ除キ六村之柳田川ノ源
沸湧スルヲ以テ名ツク亦田方郡或内郡
二小川泉水郡社アリ則チ知ル此迄必
小川郷ナラン而小川泉水郡社未審但河
川最モ古村ニメ其土郡ハ幡宮ニ熊野ヲ
配ス傳ヘ云泉郷ノ西隣守郡之ト
サレハ是郡ヲ以テ之ニ當ヘキカ右二郷
的證女ナシトイヘ氏多年捜索考究ノ
所得大概幷差アルモシキカ蓋シ伊
豆ハ京後河ヨリ分レシ州ナレハ此二郡
ノ地後河タルヿ勿論ノ分キ量ノ時
伊豆ニ属シ延喜ノ後復後河ニ属シ
北条氏割反メ伊豆トシ後河亞相後
堀ニ在時庵厨料トメ復後河トナル
彼此所属不定地ナレハ其考カタ
キモムベシ郡祠部疆域部併ハセ
着ルヘシ

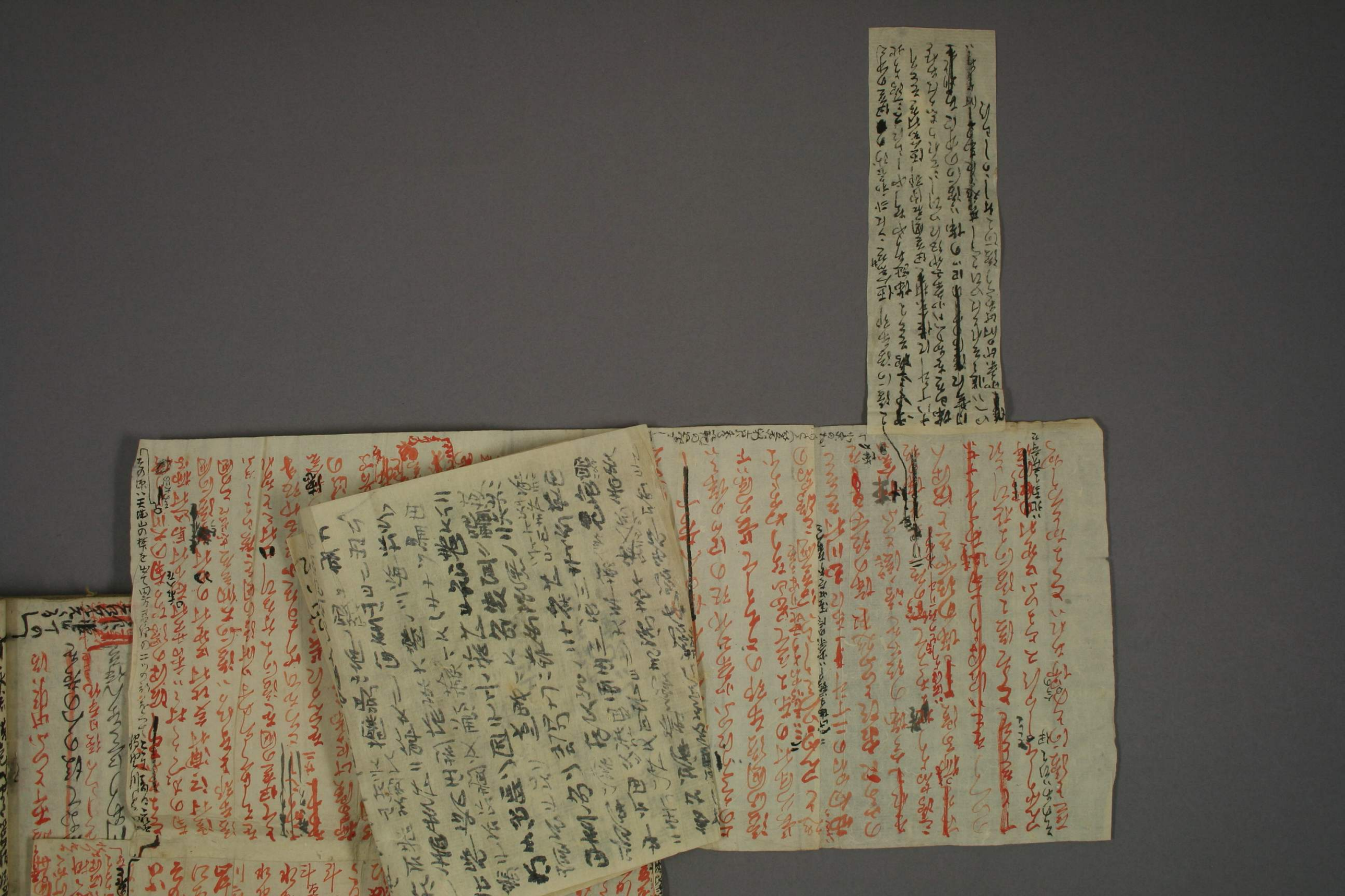

この辺をすぎゆけば市場の法源寺といふ寺ハそのかミの
斗次のさかおにやけりといふ井川を舟より渡るに付
そのほとりよりやまのしたより水いづるまゝなり
流ほゆくとあれバ
さわぎてハの出られハ鏡河流の第二のつゝきとも
いふなりけり岩倒といふ所よ志ばしとてや流らふ粟の
ひとへふ女をとめのすむ此所の浜のやさかん井
ある女のあそびに浮よせるかたへとりてなすハ出あわらし
かくお原えて蓮花寺のまへより小ねて池波
ちかくよのさつらんいくやしたな岩倒のそこのところ
いくありとも宮ありて蒲原の宿ハ和名抄に盧原郡

蒲原（加無波良）とえいふ所にて海辺に出て沖をみやれバいさり舟
あまの小舟漕出たり
ハ海路のあき川なつまちをのめさへたるまゝ
海のうつつおよ由井の宿を過てとよふふ所よいふ
薩埵峠ハおとこすて山部のあかひとのちかし
さいし浦方の浜を沖津つらんとせり
よきとのあまひ社やとそ田子の浦とされ海のなきさ西向
くしま山のふらハ名たる鯵工の草あまおよひしと
あすふらかん昔の大宮かそかまれるものりのひる
ひし なりける
富士升ハ高く聳えの雲の上なる田子の浦二方

田よてり東海道の大路より左へ十町計山路をかいりてにやの
て袖垣を斗つ所につまる掟の札たてり

定

くさかのきこく

右於当社竹木みだりに伐取る事
停止之訖若於此旨違犯之輩は可被
処厳科者也 仍如件

天正十 六月十九日

本多作左衛門

小吉田といふ村のやしにいとひて鎮のいすこともふりとそ
府中ちかき右の園にありと松を桐ヶ崎といふ松の大きなる

たる月の森の日計とをりて梶原か塚とて小さきあり小ひ
山みち府中にいたる所とりたる日もわれ又ふかれては鞠
子をとりて府中の市に梅屋町といふありありさと
のかたわらに松の梅ともしのすあるや中あり慶安の
比由井正雪とかいふ者国をみだせし梅屋勘兵衛とかいふものの
家の谷所ありけると丁といふのりとけいふをかくそ
いたりとらくの罪をおかせし忘れく者をいさむへの
やうにいかそいかりそや富に忘るるる女といへりその
梅下ある浅間の社をとひてよそんの心いあれと日の計
かくるふるこられいこうなにとてるそね斯羽川を水うれなり
安倍と十六枝の日記よ藁科川といふは此川のつまとなり

此川上に葉科の名あれいかくいふとそ大おの瀬かろとりは
鞠子の宿なる大文字屋かりやとる この縁ハ源実大納言
十九日 夜 修ありて其しめて遊りし 宿なるなり 東海道つんえくり
よりこの宿を宮のちしめよ出てこのつのやにくる
さらは枝ハ深のくと志ゝゝ
枝をこめて乱出くれいこつの山枝のおのゝりし
あり明のつよ
こゝまゝ桜の葉をさめ果てこつよ志也深
こつのやにこち百合舎のあるし君 宇都の山の 古語を
とらさやなと枝をひしの切りを惹く旅なれいこつさに
とてやゝぬりして国新の宿にある
分てこしこつのやまゝ方のをくれいをこゝへの里をて

こつもいひかりハ幡宇なる押切川を右ゝるんて切ゝ屋に
ハ幡宇ゝまゝ白村六地蔵村なんとをて田中の塚を屋耳
ゝるて 茂枝の宿にかゝるころほひいとあやしあせのこひ
ゝり 鴻田宿をるて大井川の河原を見やれハ水あせて
いつ所ゝ口のれてなゝれたり 神つく 壱かりの浪よせて
深き心とさゝのまは浪おさりかゝ 仁徳紀 六十二年 夏五月 を以図
川風深く吹きそひて心地よし 重谷の峠を鳴籠と
いふものゝ枝りてゝ 菊川の名にあり浪く深瀉屋かり
いこひてあるしにいふ中御門中納言宗行卿の旅のやとり
そて何人のすめるあらりまやとくいそのゝ宿りなひし 宿の
所ハ志ゝねと宗行の石墓あり又光祝のともいふさそ

鑑建仁三年六月三日將軍家渡御
渡河國富士ノ狩倉ニ彼山麓有大谷
之ヲ人穴ト爲令窺見其所ヲ被入ニ行曰
君常ヲ主從六人忠常賜ニ御釵ヲ
穴ニ今日不歸出幕下ニ同四日已刻
出市忠常出ニ人穴ニ歸參往還
一日一夜也此ノ洞狹ニ兮不能廻ヲ
不意進行ニ又暗ニ兮令痛
主從各取ニ松明ヲ路次始終水
浸足蝙蝠遮ニ飛ヲ顏ニ不知箋
十ヲ斥ニ其先途大河也逆
浪漲流失ニ據ヲ于渡ニ欲渡ニ
只迷惑之外無他爰ニ當ニ火
出河向ニ見ル奇特ヲ之間郎從
四人忽ニ死亡ス而忠常依ニ彼靈
之劍ニ投入ニ恩賜御釵ヲ於件河ニ
全命歸參古老云ク是淺間大
菩薩ノ御在所ナリ往昔以降敢ニ
不得見ヲ其所ヲ今次第尤モ
恐乎

[illegible]

被きこえし菊川せんといふあたり おほかりをはやらは あのあたり
ちかきあたりを菊川のかみ流れを 宗行卿
花も中山あり 菊山のそこを菊川ふそひて 二町斗西
さかへりて 谷の田や畑へ 三町斗の隔れたる石ありて
漁り出てつ兎斗 四尺斗につかへて 塚あり 大なる
やこのあたる松あまたありとくそり かる是なん宗行卿の塚
墓所といふをつたへいひとものかりたり 此墓ハ菊川の橋は
乾にあるべし あかりの中のいふや あの代ハ六年
六十あまりになりぬるの宗行卿の ゆかりへおとろひし
人ハそこと尾張の 名古屋 ちかり 此所も志る人多し
せくるもちなは 話の墓といふても志る人なかりけん社くち

[illegible]

なしられとつたへこそ見りなかりける 志このハあれと宗行
光親卿のかりの郷とこそいふし なかれ なひしこそ 法
昔法名 くるなる人 よくして失はれなひし 宗
りんを其名は失ひて 宗行光親二人の名の 名を 残り
法名 しりめなりん 二人の名 家に失はれなはさる 説を 此
下にいふべし

東鑑廿五 承久三年辛巳七月十日庚申 中御門中納言宗行卿相伴小山左衛門朝長下向 宿于今日遠江國菊川驛 終夜不能眠 獨向宗窓 讀誦法華經 又有書付旅店之柱 昔南陽縣菊水汲下流而延齡 今東海道菊川宿西岸而失命

（割注）[illegible] 南陽縣の [illegible] の書 [illegible] 宗行卿自ら [illegible]

此歌ハあり書さぬ意に同し東鑑に志るすは誤しを一承久軍物語ニ菊川にて志るしけるわたるん

作者部類ニ光行五位河内守孝範男源光行長後は長の泊ニ泊りけるにつくり

海道の記（貞應二年四月 源光行朝臣記行）ニ光行か命をすてしかんため菊川の宿に
とまりぬある家の柱に故中納言宗行かく書付られ
たり
彼南陽縣の菊水下流を汲んて齢をのふ此東海道菊
川の西岸にやとりて命をうしなふ
志るしありて
今はあはれをもよほすつまとなれハ涙を記むて心にかく

此ことはりは漢文にかきしるしたるをあれは字文にあらためて書誤しをつらつら思ふにあはれハ漢文のままよむへしをとれなるに光行朝臣のかきうつしハ
汲彼南陽縣菊水下流而延齢将舎此東海道菊川宿西岸而失命なとやうにかゝれたらんかとおもふにかくあるへきにやとて書きしるしおく

うち出ぬ（下略）
承久軍物語に中納言宗行卿を小山左衛門朝長くしてまつる
なるの道に菊川の宿に付ふらふ
あつハ菊川とあととゝろ中納言ノ硯をとりよせやとの柱に
かきつけける
昔南陽縣（陽）——
と書とゝめてとゝまる
此ことは東鑑ニ有 略ス
大平記ニ俊基朝臣再関東下向之条ニ日武士ヲ近付テ宿ノ名
ヲ問給フニ菊川ト申ト答ヘケレハ承久合戦ノ時院宣書タ
リシ咎ニ依テ光親卿関東ヘ召下サレシカ此宿ニテ誅セラ
レシ時

昔南陽縣菊水汲下流而延齡今東海道菊川宿西
岸終命
卜書タリシ遠キ昔ノ筆ノ跡今ハ我身ノ上ニ二十リ哀ヤイ
トミ増リケン 下略

作者頼朝 祝行五位 式部丞 内守 兼光 行男

道の記 吾妻道記 仁治三年秋 源親行朝臣記行 東実記行

東久三年中渋川中納言宗
行 東鑑ニ東久軍の頃海道の記抜粋拾要集にのせらる紀の記ともうは皆宗行の記とあり 海帝印本の記出とりあり宗行とあれど諸書に宗行の記とあるからハ海帝印本の誤なる事明々し 宗を家よりき誤しなるべし

とぞえしへつゝありて吾妻へ下られ給るに此者にとあり
たりけるの
昔南陽縣

此ことを訪ふ俗名文字三尺ゆて東鑑の云ふに同し

とある家の隣家にかゝれたりけるを其屋されハあハれまて
其の家をとらぬるに火のたかまや計てかのこと集ものこと
ぬよしもものありてハかありとそれとし 屋ゆん汗家さへ記
なりしける 下略

東鑑 廿五 東久三年辛巳七月十二日壬戌按察使 光親去日出家 法名西觀
者為武田五郎信光之預下向而鎌倉使相逢駿河国車返
邊依觸可誅之由於加古阪鳥之訖時年四十六云云
東久軍の頃にあせち 光親歸 八武田五郎信光お具しありて
くたりけるのふしのこそそかこ坂といふ所よおろしなる
志かくありて
武田五郎の二郎未内茂七郎にきられ給ふ

東鑑廿四年辛巳七月十二日癸亥今日入道中納言宗行
過駿河國浮嶋原荷負延夫泣相逢于途中黄門問之
按察卿（光親卿）僮昨日梟首之間拾主君之遺骨歸洛之由
答浮生之悲非他上弥消魂不可遁死罪事者急以排
存中若於虎口有龜毛命乎之由猶殆恃之處過同人
已問只如亡察其意尤可憐休息黄瀬川宿之程依有
筆硯之次書傍
今日スクル身ヲ浮島ガハラニテノモ終ノ命ヲ曾
サタメヌル
於菊川驛書佳句留万代之口遊至黄瀬川詠歌慰
一旦之愁緒云云

同十四日甲子於藍津原黄門宗り遂以ふ道白刃之所
侵云云年四十七至最期之刻念讀經更不忘云云
海原の程に黄瀬川の宿にと侍りて萱やのほに休むみの
中納言（宗り卿）和歌を首ちとて一葉の詞をとゞめられたり
かふ浮ける身をうきしまのはらにおてはひのうち
をそ哭さらめかる
これをみるゆゑと心あれたれ神をうけ御前
志かくありて
十四日黄瀬川を立て過浮とらふ世界をうる此世何の里
ともしらぬ道をうきしまりハ納言（宗り）とうまはやく所なひし
とゆえかりに

都をはいかなる形ぞとたゞしてあるまのあまの
この紫とはちがふ
志かくありて
ありへいたるかりしかりもあひさいの所のあるとや
人のきゝやうん
那久軍物語にあられハ淳鴻の原をとほらせるゝかり
いりとに篠(サフラ)ひたるさふらひ此さいこの所ありしかふの文
まはほよさせるふまし　とかられハ中納言(宗行)うちまよ
つまなひて黄瀬川の宿に此てうすの為とて立より
なひこうそ
かふすたるのあありし　東遊に同し

あひ法の原にてちうし　東流をし　四十七あいれたりし
あ程さ後なり
かうやうにくさくの書をとり出てゐる風宗(光祝)ハ菓川の
宿に矢ハ死ないさること明らかし　東遊那久軍物語にハ
黄瀬川を出てうしなハれるひし所ハ藍澤の原といふ海原
の語に黄瀬川を出てあるさいの原にてむかうなりるふらしも
海原の語ハ云もあひさいとよまれハあひさいといふそ
よまそのあひさいといふ所ハ後河國後河郡ハ後東郡の内
にて鮎澤村(形橋村のあざ名)といふ地是(それ)なり三鴻宿より北その原(七里)里斗あるべし
鮎澤より北の下へ一りあるとそ海原の語に遏源(アヒ)とも寛に川
東遊に藍澤とも澤を澤に書誤し　是那久軍物語にも是(それ)を

藍ハあるのかたゝ
光も那にハあるを
あひ之誤

宗川にうま修の原のあたりをゑるふと紀りとにさふる
ひ名るわのふのいふやうにさいこのいふのふのはゑ
させさるよ故よしをいひ名るとなんこれをあもへに菓川
の名をて失命ヲと心得るひのことはいひ出るもあす
その誤よりそれをもあらぬ菓川の縁を宗川にいひ
とりて誤をつくへて其墓をといふそかし海原の紀に
承久三年より三と紀にあるに貞應二年をていく紀も
なるに習なれは宗川に菊川の旅やの柱にこうきなひし
い草の詞さへまのあたりえなひしとそ志るあれは宗川に
と同じ世に在し光り朝臣なれは其時のことをなとか
海原の紀に志るし誤のあらんよしなるしいよくまつ

海原の紀の命をまつくせんと書るよろしきに我
說とすへし又菓川の塚を光祝にの墓ともいふと世の
人の心得るはかゝるに出おゝる大平記のいふもならぬ誤を思ひ
ていひ出しことなるへし光祝にはかゝるとり出る東漢
承久軍物語をみれは豫河國加古坂にて失はれなひしとと
あきらかし加古坂に作墓其名を古塚といふ墓志
に古悲者の石のこかゝをすゑおくよしを三傳ん云
井氏はいつも石の紀は仁治三年の秋なれは承久三年より
廿二年の後なり祝り朝臣は光り朝臣のまなこなり
海原の紀に有る南陽縣のことなれは
の紀にもしるしなひ名んをうつし誤てつたへ當るの

清かそのあつひは葵と桐の清敬なるゝ作られたり桐の
敬は実石氏の敬なるべし　其の墓の右に松平源三郎
の作墓あり　此君は二芸の大作神の清芳君まいまた
おことのい氏をはゝ松とたゝんゝとて作墓志るしの者に
吾照院殿書ふ天正十年四月三日と志りたり　陸奥の中
に菩提寺といふ寺あり　三河殿に演雲の大体の大きの
かゝたゝにあるよしを志るしたれば菜内者とへは此あたり
のことなるにあらず大体の詩にありといふ菩提寺の辰巳
さ海に作塚の詩のこれるの皆ゝうゝ田とたゝれりなるその
演雲の塚は実よりあほよそ四町斗の方へ行てつく
られたり　鴨白寺なる大悪者にまうてなるに元亀天正慶

長の頃よせし　額といふものかゝれり　演雲の君傳馬丁丸
屋の君より西来寺菩提寺は成さ海秋葉ふ鴨白寺は菌の
かゝにあたるべし　其秋色の時より雨あり出
廿一日宮の時ほくゝまゝ雨花ひて　馬耳
の理て居を志るべしあり
秋をこめてもりまをいそくゝひへは弱をさやめて
出くまの宿菩林をさして篠原にかゝるゝ秋はなり
なるくあるなりまん郡村と菩坂のあそひの松原の左に
不二のや海ゝあるとへのいひられ些々さの雨に雲されやう
ねは不二のやまをゝんすてゝ菩坂の君に至る古き書
すは菩提とゝんえたり　其君の君やとゝふ出にいこ出て

やうて舟よのる寝を名切の滝りといふさし出せる中橋の東
たち北へさしよせる日ほとに村雲たちかさなれて日影のかくれ
出されは海のくもよおりしかし高坂の中の方よりそその
かくまていほとて山くもきつくなりて路雲の中にこもる
さる巳午の方にあたりて湖と大海とのさかひは浪しろく
立わたる川佐細江は海の岸にそひて出入江なりと
いふは海とも湖とも見わかねともおよそ東西よそて
承及ぬ所やなかひとのあなる人々もとめつゝにせきほく
そおりつる風まち出来より吹出されは帆は出ぬよとふかのよ
あけてたち寺をりしも川佐細江のかたに船とりの
あはれてとひわたりて
の四点より又は猪鼻湖の

也くとりにこもりてやうんけさひはとはて経すこ行
いたさ細江を夏秋のしめの角たちてつの島岸
舟はあるの岸につゝ笑のさ渡はとおこそこのたの経
あるの所に寄る社前よ海乗なれいくつの音浪に
家とも打あつされてその宿まてこをひちかりける
とふ絶の色やかりいこひて祭る詩といふのみ言ひて出く
前は社前の方に猪鼻明神浜名郡猪
鼻湖神社といつとふあまる橋本村の東にやいなとふ宗
文治の昔浜名二品旅宿りしたひし詩所なりとて
鎮の蛇きつに雲を極むちり日おかのかに文治六年浜名く
二品都へ上りのふと紀十月十八日こゝの宿りありひあそそひとそ

作者頭注 葉上僧正 栄西禅師 ノコトナリ
作者頭注 高弁明恵上人 平重国子

あひかうん建仁寺の開山葉上僧正建久の二とせ唐国より
茶の実をもちて帰りきて筑紫なる背振山といふ所に植ゑける
其種を葉上僧正より梅の尾の明恵上人におくりやりし
より世に出るまりてそれに至るまでめでたきものとなりけむ
茶といふものはあらゆるものにすぐれたる類聚国史曰

日本後紀曰
弘仁六年夏四月癸亥幸近江国滋賀韓崎便過崇福寺大僧都永忠護命法師等率衆僧奉迎於門外皇帝降輿升堂礼仏更過梵釈寺停輿賦詩皇太弟及群臣奉和者衆大僧都永忠手自煎茶奉御

天皇の弘仁六年近江国へ行幸の時滋賀唐崎の辺の
たよりにて崇福寺にみゆきせさせたまひて梵釈寺の永忠僧
都これにて茶を煎りて奉らせしは此国に茶といふ
ものの書にみえたるはじめなり 永忠僧都は延暦の比唐
国へ渡りしなりければその時茶の実をもちかへりて
うゑし茶ならんともいへり 後に葉上僧正二ところに植おひし

作者頭注 栄西建仁寺 開山乃後僧正 賀陽氏備中吉備津宮 男

茶は梅の尾のよろしきに及ぶものなしとぞ
すれは梅の尾の明恵上人なむこの茶を植ゑそめし
しるしとて…といふぞかし 葉上僧正の…
栄西禅師といふかたのいひし茶の…
…永久元年田…宇治…
このあたりをも…心の…
いさゝかおほえ…
尾寺ありてそれより鹿苑院殿の御園にうつし…
…といふをいふ…
…山の…
…石の…いとをかし

梅の尾明恵上人の…

十六枚の日記なんとに言語や海をこえんとうとろん西え君より
沒見坂の山路に[illegible]おもひ出たるまゝ沒見坂を
いふは海道の記に明海と此鯉鮒のあるなりなり
[illegible]十六枚の日記には明海より八ツ橋へ[illegible]
られいことはことなれと此とつ名なれいとうにおとろかし
おくなり沒見坂の峠をかれいさゝやこうなる小川ある是を
三河国を江の国のさかひといへ[illegible]の澤までも是
江のくねちなる神に家をいふ[illegible]志かはあれと昔の国
のさかひにはいなまゝ渡に考[illegible]二川よりさ[illegible]
なる雲原の右さ海にうて岩とい岩ありかまちは不二
のやまに似たりそのうへ五六月のあいひ[illegible]

[illegible]

[illegible]
岩山鉄音といふありこれも古に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
秋のうひ[illegible]右に石墨や海[illegible]吉田の名をりふ
[illegible]橋あり其橋のたのうへより右の川そひに吉田の城
[illegible]
三河国賀鉄郡蒐足神社[illegible]社の傍に潼橋あり潼の
路をいへれは[illegible]三年と[illegible]
二荒の大清神[illegible]

の神の相反にうけさせなひし掟(オキニ)の所れありの写きをかけ

禁制

一於当社軍勢濫妨狼藉之事

一林木伐採之事

一當社放火之事

右條々堅々停止訖若於違犯之輩者可速

可處罪科者也仍如件

永祿七年甲子

松平義人

家康 朱判

これをこたりねつまかしとらんこなり稲村といふ所をもて

庖の居をもれて駕籠といふものにのりて分へたりその居

一里斗西方に清津神社といふ所御おもしまゐと申て御ちは

やうて所社ふ至りつまぬ花菜の額に清津大明神と書あり

い社ハ国といふまでもなく[illegible]

家にあまたの小社を植たり本社相反とりは辻社のことし

この相反に宮の住三千申年十月十四日細川何某と書りし

鐘ありと申されと清まりをあらしとあらしれハ鐘も見えず神主へ

志きのゆをいひ今鐘落を祇はうつきんことをありへと日ハ西にかた

ふまふられハありひたえたる流はなりん神名抄に寶飫郡御津

神社と[illegible]は此ハ神の[illegible]和名抄に寶飫郡穂

御 [illegible]とありこのあたりハ須屋ちく[illegible]都の名ちるへし

此村を廣石村といふ清津明神の前岩より棟より南東へ十丁斗り
不二の山のかたちして小さきたかき山あり棟より頂まてよろ
むかしは志をたきてありしなん牧地氏の建つる寺のあと
不ありて浄去院といふ寺なり日もくれたれとなれいと寂
とりにさかけたとさせて[illegible]いそかせ行左の山陰の
尾さ経まさゆのたる山に下りなみたいのたる神社といへ
清津神社むかしのこと思ひ出しに此[illegible]
あそとなりけりて此国の府中にいたることを国府村と
いふ安西の方にて家居をつらね[illegible]
つらりさゝ云ゝ居とはいたれてもえり[illegible]和名抄に
府中は寶飯郡にありとなんたるはやそてたちたり

此あたりに昔りのひせし二日の夜[illegible]
西の山のはに入て鳥ハねくらをあらそふまりにいそのれて
其ほとりにも色ね蔦かゝる山の清涼の宿をとて赤坂の宿
なる康済院より宿る此宿ハくつくも家毎に[illegible]
あかさきうらの旅人をまねとゞめて宿をかさんよしを
いひて出きれか程なるも見ありて[illegible]の宿
とえきつるほとに赤坂といふ宿あり宿にありける宿にた
ちに定元のやりを出らるもあれこととあるされ[illegible]源平盛衰記ニ
大江定基三河守ニ任ノ赤坂ノ遊君力寿ニ[illegible]テ後心出家シ
テ後ニ大唐国ヘ渡リ清涼山ヘ参ノ入リ法号寂照ト云ヘ
あり其墓やのありひたこの針し女ハさそことありひ

やうれきられとて見る赤坂の如くはそれまはりて見く
まりてくるしあとらふは口ゆゑ出とりもんえ須
廿二日宮の時斗に四出須ゐいてくゐり出されは例の雨花
ゐるそひいくりは山中村といふあれ見まりて相は明よりとは
出しやうひ見るは菱川の岩より相より程に赤坂へ行し
よほろのかつきに箕のふ笠をひ見ひしといふをえれは是を
口の友詩来何某の笠なれはいさゝか詩をとらせて笠を
とらぬ山中村の右に二村山法龍寺といふ寺是なん二荒
の大御神をさまりておはしまして此時なりはいつをまなはせ
あひし所とそ此寺ゑ其時の御机ます里御雙帋なんとのて
机りとらふ其御机にをさ形くましまして御ますさきに小刀して

升千代と思ふせあつりとあるへはいつ里いともそるまさ毎の
まはまりり宮をさて雲原の右に二丁斗に一むらの岩ゐ是
よほろとりはとへは雲平村といふそこよりありけなる
岩のみゐるは松平右衛門左衛門の岩なりといふ菱川の岩に
出るむろ湯はたれあり里人は言語や海をとらふ赤坂より
これへ出るたさゐはありといへはいつあるへはまて
法龍寺を二村山といへは更科日記、海道の記、十六夜日記
なんとに二村山ゐんゐれは法龍寺の二村山りしより所なきまも
あらねは其あたりの山のともありと久しく失ひし名の
いまあたりにしるへはやうもあらしかし切先の
とりにいと海の山まあらは二村山山中なんとのことを

うつきの日阪よりかまかゝつゝし大平川を橋より西へ大平村を
過ぎて岡崎の宿より矢矧といふ所のにのりて矢矧の
橋にかゝる此橋の長さ二百八間ありといふ
昔に立ちつといふつまも此橋ハあやしとそ流れハ昔のごとくより
程いと高し　大平村に誓拝院殿と新田義貞君と軍を
ありて足利方残り少しくありしや矢矧村よいひて此村の
西の方十王堂といふ寺に浄瑠璃姫の墓とてありな
らべる墓あり　例のいうかあらん在原の業平朝臣かよ
はれたるといふ五ツの文字を句のかしらにすゑてよみ
なかれし八ツ橋をとひ見んとて行に在原の右に八ツ橋村
へ行道まよひしの碑ありそこより右にそれて北へ八五丁

行にやがて八ツ橋村に至るよつハ八橋山無量寿院といふに
至りつきて法師に請なりを出させて古くつたへたる
ものを見るになむあんと沢布なるハ大悲者おけまを業平
朝臣自ら作り給へりといへる其外に業平朝臣のかくたま
へりしなりといへる物の書いふ其古よ出せるハ其丈八寸許
もあらんいかにも出といふハくらけふきかもあやし　此像作り
なりしなるものの典いと古かしくもあり見てりそのあたりに
八ツ橋の橋杭といふなどありいつれもうけ出よかく紀ものそ
かし　此寺の長ミなの法師の貫葬とて久しくあさて
西かくは昔もそくられたるよしをいふもありハ八ツ橋の古き
ありて前八寺より成五年を五丁斗にさらやのたるをうりし

の宮屋といふとそ。永源三年五月の村雨にて川義元ぬし
織田君をうしなはんとてこゝにいくさゝちしてたゞ織
田君は笠寺村の東の原より村雨の雲にまぎれてこそ
かにこゝにより世を戦ひなふに義元ぬしは織田君のおもと
人毛利何某にうせられ今日義元ぬしの此墓ふ
なるひてあるかなかるのこゝ仍墓をてかゝり
その墓あるしは呼ぶ人と名古屋人とそかりてをよとし
ちろかのせしとなん義元ぬしの此墓といふ碑にて川義
元寺死の場所とゝなりたり其碑のこゝそる所は東海道の
大路より南寺所平にありいんぬむかしのことなるこゝ
むねふこゝろりて

あはれさをくるしても志源し楠をさゝみそのいましへの
五月雨の頃切りたる右寺所平に愛智郡佐良々あり
和名抄にいえていとゝあるよ々なりいまも七村ありとそ其
々の中に猪村といふ々もありといふ万葉集の古ふ家を
おりひ出てあのれは
あゆちかたをまはりの猪田にあしへの田鶴や
そもとゝふん笠寺村に至るこゝに笠寺といふ寺あり
て大悪者ゆゑ[illegible]文なもいんゆゑ曼所をさて
柏戸の松原をり右のいん後し三所平に南井戸田北井戸
田といふ村あり大政大臣師長公入道浦ゆゑにこゝに
さゝらひあふにとそ生霊月後に妙音院大政大臣師長公

ちろ南の風吹出て帆をあらきといふものよしてのるに
舟いとはやし左さ海は桑名の様ハ浪ときしとに白くいん
ひさる舟ハやうて桑名の川口はまちてくりこゝは五十鈴の
大湖神の花表たてりたくハこれを一の花表といふ湖屋
うり尋て岩にのる
廿四日桑名の岩を辰の時斗にいつ出帝に春日明神出演
神名帳に桑名郡中臣神社といふハ是なりこゝは建武
の頃謙倉にあるなる刀の工正宗といふ人のまなり出せし
村正といふ人の所ありとて七渇を請てなりいひとするよ
しをあるへいえり渇屋丁の右に天武天皇をいはひ奉
つりし所社あり木友の皇子の所軍によりけるして勇法岡地

上の村宮に後らせるゝて又の年大和国へ還御の御時家
にやとりなひし古事記にあるへし日本書紀天武元年
九月己丑朔丙午車駕還宿伊勢桑名ニ下略しのゝえたり
朝明川を大橋をつゝ須賀寺村を為て篇田といふ所に
黒をや須ゆゆ東濱久治三年丁未三月廿九日勅使驛家
雜事伊勢国被下之といふ案に篇田の庄ハ二菱五葉祐経
志るよしゝえたり後にて羽津村にあるる武丁斗北
なる岡に志氏明神おはしまる須神名帳に朝明郡志氏
神社といふハ是なり一万葉の集に丹坊長人屋主歌一首
とはし書ありて
後尓之人乎思久四泥能埼木綿取之泥而將住跡其念

音の塚のあるよなきけハ彩堀ノ月のうへらの
いろふかんえあめよ名詩愛くおほえんなかく此君を手
いつるとなん書なつ里祝り朝臣に立たるひては記の
かくたちの源山あるもこよ和くおとるへ今れと此朋ほの
きねくにあるひめくものいふ声をつる恐いつるそ
とかふよ お横のかなりとて 立の山とつなそてきりける
いのちあらハ二子のや夜のかゆくひもふりたへて社
とふへうりられ
廿日つと見えて四日市をたちしるにかとといふものに来て
りよよ深ろとも見えなん日永村といふを望て
秋のこのこしかなるかふをさへひなのものむらと

いふのあやしさ追分をさてさやのなるつちたしを渡る
此川より三重川なるへし 杖突坂 わらはもあり 昔も
しのたれて
やまとうけたるよ篤のいたつるに杖つよまし
さかそこの坂 此坂の鬱も 棒も 采女村なり 一方塚集
に三重の采女とよろんしいこたるへし 松原なりよ
たさ後ナ六町に山道村といふ所あり 山道の清井あり
とそ 石茶師の宿に立り 岡田かりいとひて 武町平
東へ立侍りて左にたれて北へ分入るにやうて 地保里
に出たり小松のこ生出て目もおよいぬ志廣に地への
りとは出とつ居なれといくすちとなく細よ居あるを

小松原ちそちの名をもろへのおのゝまにく
ゆかに無ふらん北畑村なる境勘ちまつぬしハ百合会のあ
るし君の[illegible]今ふ石茶師よまちつけてあな
いふ西に石大和の大石北ふおもひて横田神[illegible]国
や夜見後さる見後しをよ理原松原を分りよあつきにて
ゝ後清水をもとめてのむ[illegible]未申よあらりて言ふ丸山西よ
そこのつゝのや夜見ゆ[illegible]に長原村ゑる和名抄に詳
庸郡長世奈加世とゑんえんこり長原のさいをつもれハさと
なるさの家の音せよ無ハ物しちいつのこちよりこの
長さはとはいひなるしとしたん沛幣川のかつ
瀬をこうちつりして岡山を西へこゆれハ又小川あり焉川

といふを使ひて
鳥なるはめつらしかゝんかゝず川白くもそろゆ流
せくのたのみこうなやこうて北畑村なる境ぬしの家に
ゐりつまぬ四程のやの君の毎君ひさにあひるハね
いよろこひるふそこととりたりたるその枕さり宮
の時斗に東見てて
むしの音もつまもしそうあかゝゐのとりお枕ハ
あ計すもあらなかん